消防庁

Fire and Disaster Management Agency

第5回

予防業務優良事例表彰

消 防 庁

Fire and Disaster Management Agency

令和３年５月

第5回

予防業務優良事例表彰の概要

目　的

消防庁長官が、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務も含む。以下同じ。）の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて当該消防本部を表彰し、予防部門のモチベーション向上を図るとともに、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し、消防本部の業務改善に資することを目的とする。

対　象

令和2年１月１日(水)から令 和2年12月31日(木)までの間に各消防本部で力を入れた予防業務の取組を中心に、他団体の模範となる優れた事例について募集した。右は応募の際の参考のために便宜上設けた区分である。

Ⅰ　予防業務の実効性向上に関する取組
Ⅱ　予防業務の高度化・専門化に関する取組
Ⅲ　予防業務の効率化に資する取組
Ⅳ　予防業務に係る他団体との連携に関する取組
Ⅴ　予防業務に係る人材育成に資する取組
Ⅵ　予防業務に係る広報活動に関する取組
Ⅶ　予防業務のデジタル化に関する取組
Ⅷ　その他予防業務の改善に資する取組

審　査

令和３年３月９日(火)に予防業務優良事例表彰選考会議(委員長：小林恭一　東京理科大学研究推進機構総合研究院教授)を開催し、47団体の応募事例の中から、受賞団体を決定した。

選考会議 委員紹介

委員長　小林　恭一 …… 東京理科大学研究推進機構総合研究院教授

委　員　重川　希志依 …… 常葉大学大学院環境防災研究科教授
関澤　愛 …… 東京理科大学研究推進機構総合研究院教授
吉田　敏治 …… 全国消防長会事務総長
山口　英樹 …… 消防庁次長
鈴木　康幸 …… 消防大学校消防研究センター所長

目　次

【消防庁長官賞】　５団体

岡山市消防局	アクティブラーニングを意識した教材を活用した事例 ～コロナ禍に対応したドリルとVRの教材～	1
京都市消防局	「火災から命を守る避難の指針」の策定	3
上越地域消防局	外国人対応消防指導教材映画『To Save Lives～国境を越えて～』 の制作及びモデルケース的運用	5
仙南地域広域 行政事務組合消防本部	消防本部違反是正特別支援員制度の発足	7
四日市市消防本部	連携強化！　四日市コンビナート消防連絡会	9

【優秀賞】　１０団体

糸魚川市消防本部	コロナ禍における新たな防火啓発「みんなで防火」、「みんなでジオしき」 を日常の生活体系に組み込み「火災ゼロ、死者ゼロ」を目指す。	11
大分市消防局	おさるが生んだ波及効果～手作り動画から観光地とコラボイベントへ～	13
大牟田市消防本部	新型コロナウイルス感染症対策としての リモート査察、オンライン相談の導入	15
岡崎市消防本部	全国初！？消防法令違反を生まないための広報動画制作！！	17
川崎市消防局	コロナ禍をチャンスに変えて！！ 「eラーニング等の活用による人材育成」～現場の働き方改革～	19
倉敷市消防局	屋外タンク貯蔵所に関する教育手法の確立と事業所等との連携の強化	21
宝塚市消防本部	自衛消防訓練の届出に係る電子申請での受付開始について	23
名古屋市消防局	オンライン火災図上訓練の推進	25
福岡市消防局	予防業務を効率的に行えるデータベースの構築について	27
双葉地方広域 市町村圏組合消防本部	東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難していた住民の帰還者 世帯全戸訪問事業及び高齢者世帯への住宅用火災警報器取付支援事業	29

（参考）応募団体：47団体　受賞団体:15団体

※団体順は50音順です

消防庁長官賞

アクティブラーニングを意識した教材を活用した事例 ~コロナ禍に対応したドリルとVRの教材~

岡山県　岡山市消防局

事例類型　Ⅴ　人材育成、Ⅶ　デジタル化

取組期間　令和２年４月から

背　景

昨今の新型コロナウイルス感染防止の観点から、大勢が集まる対面式の研修や講義は実施ができない状況が続いている。一方で、多様化する消防業務などの観点から、新任職員への教育は喫緊の課題である。これらのことから、コロナ禍では従来の教育方法を見直す必要が出てきた。そこで、当局では、「いつでもどこでも1人でも」をコンセプトに、2つの教材を開発し実践したので、その成果について紹介する。

内　容

従来の教育は、対面式の講義やOJTなどがある。ただ、コロナ禍では実施が難しい。コロナ禍でも、学習効率がよい新たな方法を模索した結果、当局では2つの教材を開発した。

1つ目は、Microsoft Excelを使用したドリル式教材で、2つ目は、先端技術であるVR (仮想現実)を使用した教材である。以下、2つの教材について説明する。

1つ目のドリル式教材の特徴については、ラーニングピラミッド(学習定着率のグラフ:図1参照)では、「他の人に教える」を意識して開発した。受講者が解答する問題を受講者自身が作る仕組みとした。

大きくは3つのステップで構成されている。①問題を解く、②繰り返す、③作るというステップを踏む。問題を解き、全ての問題に正解するまで解き続ける。その後に、問題を1問作る。その作った問題が、次回全ての受講者へ配信される。これによって、問題を作る作業が学習の中に潜在的に組み込まれる。また、担当者1人が問題を作るということもなく、ワークシェアという観点も考慮した。

次に、全体の流れを説明する。Microsoft Excelで作成したドリル問題(図2参照)を、受講者は解く。ドリルは何問正解だったかというログが残るようにしている。そのため全問正解するまでの回数を自分で確認することができる。全問正解した後に、その回数及び作成した問題1問について出題者に送信する。続いて、出題者は定期的に、受講者から送られてきた正解までの回数及び問題を整理し、受講者に新規配信する(図3参照)。これにより、出題者は問題を作成することなく配信できる一方で、各回の難易度を把握することができる。なお、問題を整理する過程で、危険物、設備、査察、火災調査などカテゴリを設定することで、ある程度問題のバランスを調整した。

これらを緊急事態宣言が発令された時期から始め、解除後も継続し、後半は危険物に特化しながら12月までの4か月程度実施した。

2つ目のVRを使用した教材の特徴については、ラーニングピラミッド(学習定着率のグラフ:図1参照)では、「自ら体験する」というところを意識して火災調査現場を体験しながら、現場OJTに近い教材をVRで開発した。

流れとしては、実際の火災調査現場に360度カメラを持ち出し、撮影をする。そこで火災調査の専門職員に実況見分の解説をしてもらい「声」を入れ込む。さらに、持ち帰った動画に、テキストなどを追加しソフトは完成した(図4参照)。最後に、そのソフトを専用のVRゴーグルに入れ込み教材は完成となる。構成としては、前半は、現場の全容がわかる動画を入れ込み、注意点をテキストで示し、後半は「声」で解説をする。このソフトが入ったVRゴーグルを署及び出張所へ1か月間貸し出して教材の効果検証を行いながら成果をまとめた。なお、職員同士の感染を防ぐために、ゴーグル専用の目を覆うマスク着用を義務付けた。

図１：ラーニングピラミッド

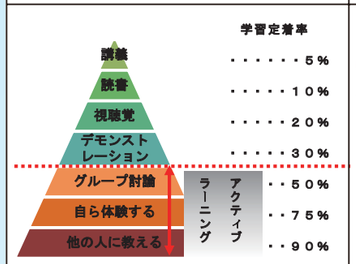

図２：ドリル式の問題画面

図３：ドリル式の仕組み

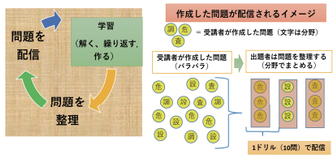

図４：VR 教材の内部画面

成　果

まずドリル式教材については、利用することで3つの効果が得られた。1つ目は、このドリルを通じて消防法令及び規程を自ら読む職員が非常に多く、参加者の約4割が1回のドリル式教材において、法令等を読んだと回答した。2つ目は、参加者が非常に多かったという点である。全職員の約3割である209人が実施したが、その中には、立入検査を実施する警防隊員が含まれており、予防分野への教育需要と合致した形となった。3つ目は、予防分野のみならず、警防分野や航空隊といった他の分野にもこのドリル式教材が展開され、警防課においては継続的に利用されているという点である。

職員からのアンケート結果によると、「問題を作成することで、より記憶に残る学習ができた。」「非接触型の教養方法としては十分な内容であった。」などの意見があがったほか、問題を作る作業により今まで受け身の講義では読まなかった法令等を主体的に読んだことがわかった。これが、アクティブラーニングの成果であると思われる。

続いて、VR教材についても3つの成果が得られた。1つ目は行動変容である。このVR教材を使用することで、仮想現実上ではあるが、火災調査現場で屋根など上部にも目が行き届くように行動が変化された。2つ目は、独自でソフトが作れるため、VRソフト内に、職員に伝えたいことをテキストにして画面に入れ込むことで、体験者の記憶に深く残ることがわかった。3つ目は、従来型の二次元動画による教材と比較すると、体験に近いものを得ることができ、あたかも火災調査現場にいたという体験ができ、また、臨場感がある中で調査の専門家からの教養を受けることができた。成果としては非常に深い部分で学習効率を上げたと考えられる。

いずれの教材も、教育の機会を失った職員にとっては、意味のある教材であった。

特記事項

コロナ禍であったからこそ開発ができた2つの教材。これらは「いつでもどこでも1人でもできる」アクティブラーニングを意識した学習効果のある教材となった。

今後もコロナ禍で開発することができた教材を予防業務のみならず多方面に活用し、多角的な教育の1つとして人材育成の流れを構築したいと考える。

選考委員のコメント

新型コロナ禍の影響で、審査対象事例の中で対面式ではない研修プログラムの開発が多く見られた。その中で本事例は、まず教育の基本構成をしっかりと構築した上で、エクセルとVRという２つのツールを用いた教材を開発し、教育効果を高めるために様々な工夫を凝らした点が高く評価された。全職員の３割が受講しており、今後さらに応用して多角的な教育を目指したいというコメントに期待する。

消防庁長官賞

「火災から命を守る避難の指針」の策定

京都府　京都市消防局

事例類型　Ⅰ　実効性向上

取組期間　令和元年７月から

背　景

令和元7月18日(木)、京都市伏見区桃山町のアニメーション制作会社で発生した放火火災では、従業員36名が死亡し、34名が負傷するという火災史上に残る大惨事となった。

当局では、本火災を教訓とするため火災から避難された方々への聞き取りを行うとともに、関係機関との連携により、建物内にいた方々の避難行動について分析・検証を行い、どうしたら火災から命を守れるかを第一に考え「火災から命を守る避難の指針」（以下「指針」という。）を策定した。

内　容

●策定の経過

1．策定の経緯

本火災は、火災発生から極めて短時間のうちに建物内全体に煙や熱が充満し、在館者全員が亡くなっていてもおかしくないような状況であったにもかかわらず、半数以上の方が建物外に避難されていた。そこで、これらの避難された方々の行動を広く周知し、今後発生する火災における犠牲者を一人でも減らすために、避難行動を分析・検証し、その結果に消防の知見を加えた指針を策定することとした。

2．避難行動の分析

避難された方々から当時の状況や避難行動の詳細について聞き取りを行うとともに、予防部予防課内に分析・検証チームを立ち上げ、聞き取った避難行動の分析を行った。分析には、消防庁消防研究センターの煙等流動シミュレーションや京都府警察などの関係機関の情報も参考にした。

3．指針の策定

分析結果から、今回の火災では、火災発生から短時間で煙や熱が建物内に充満し、早期に階段が使用できない状況になっていたことが判明した。そこで、このような避難経路や避難時間が限定された火災において、命を守るために必要な避難行動について、聞き取った避難行動の分析結果に消防機関としての知見や関連文献の記録などから選定・抽出した重要な要素を加え、指針として取りまとめた。

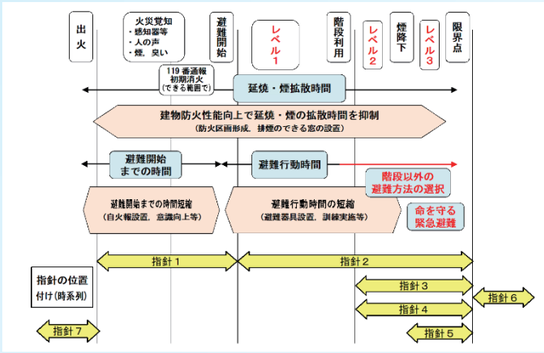

【出火後の時間経過】

●指針について

指針は、避難行動(ソフト面)及び避難対策(ハード面)の7つの「指針」と11項目の「知恵」で構成されており、さらに指針をより実効性のあるものとするために、訓練の実施を重要な要素として掲げている。

また、火災状況に応じた3つの火災人命危険レベルを設定し、それぞれのレベルにおいて判断し実施すべき具体的な事項について取りまとめた。

火災人命危険レベル	火災人命危険状況	主な避難行動の例
レベル１	階段に煙がなく使用可能な状況	**階段を利用して地上，下階へ避難** ○階段が複数ある場合は，煙に汚染されていない階段を選択して避難
レベル２	階段が煙により使用できない状況	**階段以外からの避難等** ○窓，ベランダ等，外気に触れる場所への避難 ○窓，ベランダ等から避難器具での避難 ○一時避難スペースへの避難，待機
レベル３	階段及びフロア全体に煙が侵入し，避難者自身が煙に覆われ危機的な状況	**煙に覆われた状態からの脱出** ○最小限の呼吸で身を低くし，冷静に避難 ○光や壁を頼りに窓，ベランダ又は直近の一時避難スペースを検索，避難 **階段以外からの避難等** ○窓，ベランダ等から避難器具での避難 ○一時避難スペースへの避難，待機 ○窓，ベランダ等からぶら下がり避難（２階）

【火災人命危険レベル】

指針１	火災を早く知る手段の確保と早期の避難行動の開始
	知恵１　何らかの異状を感じたら即行動を起こす
	知恵２　とにかく早く避難行動を開始する
指針２	煙が流入しない安全な避難経路（階段）の確保と冷静な避難行動
	知恵３　自分の火災人命危険レベルを判断
	知恵４　煙を建物の内部に広げず，有効な避難経路（階段）を確保
	知恵５　広がった煙を建物の外部へ逃がす
指針３	窓，ベランダ等から屋外へ逃れる手段の確保
	知恵６　階段で逃げられないことも想定する
指針４	煙から逃れ一時的に避難できる場所の確保
	知恵７　建物内に一時避難スペースを設け，消防の救助等を待つ
指針５	煙や炎に覆われるなど危機的状況下における対策
	知恵８　サバイバル方法の習得
	知恵９　人間の行動特性（思考力，判断力の低下）を踏まえた対策
指針６	避難後の命を守る行動
	知恵10　避難後は決して戻らないことを前提とした事後体制の構築
指針７	放火等防止のための防犯対策の徹底
	知恵11　放火等による出火防止の体制づくり

【指針の内容】

●事業所及び市民に対する指導について

1．パンフレット及び動画の作成

事業所訓練指導や査察時等に市民に指針の内容をわかりやすく説明するため、パンフレット(A4版12ページ)を作成した。また、指針で示した避難方法について実際にどのように行動するのか、火災発生から建物外に避難するまでの一連の流れやそれぞれの場面における行動を解説した、火災の状況に応じて取るべき行動がわかる動画を作成した。

2．査察及び事業所訓練指導の実施

事業所をその構造ごとに分類し、火災が発生した際に危険と考えられる事業所を優先して査察及び事業所訓練指導を実施することとした。また、対象物の火災人命危険度を判定するために作成した「火災から命を守るチェックリスト」を活用し、対象物の状況に応じた訓練を実施することとしている。

【動画：エアマネジメント】

【パンフレット表紙】

成　果

●各事業所において火災が発生した際に、階段が使えなくなるかもしれないという意識を持ってもらうとともに、そうなった場合における避難方法について具体的に検討していただける指針が作成できた。

●本指針や指針をもとに作成したパンフレット、動画により、当局職員のみならず全国的にも避難が困難な火災における避難訓練や指導を、これまで以上に効果的に実施することが可能となった。

特記事項

全国各地の消防本部や学校、事業所などが、動画やパンフレットについての当局ホームページ内へのリンクを自らのホームページに掲載されたり、指針をもとにした指導の実施や、動画を作成されるなど、非常に大きな反響があった。

選考委員のコメント

京アニ火災の所轄本部としての経験や立場を火災時の避難教育に生かした優れた取組である。被災者からの聞き取り調査を丁寧に行い、煙拡大シミュレーションと対比させて行動分析を行うことから始めて、実戦的な教育プログラムにまでまとめ上げているところが素晴らしい。教材として全国的に使われることを期待したい。

消防庁長官賞

外国人対応消防指導教材映画『To Save Lives ～国境を越えて～』の制作及びモデルケース的運用

新潟県　上越地域消防局

事例類型　Ⅲ　効率化、Ⅳ　他団体との連携、Ⅷ　その他

取組期間　令和２年１月から

背　景

年別訪日外国人数はこの10年足らずで3倍以上に急増し、令和元年には約3,200万人に上った。令和2年は例外にせよ、今後もこの傾向は続くことが予想される。

東京2020オリンピック･パラリンピック競技大会を控え、この訪日外国人及び彼らが利用する宿泊施設、公共施設等に対し、日本のきめ細やかな消防指導を行き渡らせ、以て全体の自衛消防体制を強化することは全国的課題とされてきたが、これを容易ならざるものにしてきた主原因の1つに「言葉の壁」がある。

当局管内においても赤倉温泉郷を中心としたスキーリゾートを訪れる外国人はもとより、外国人が経営する宿泊施設が年々増える状況下にあって、消防職員個人の語学力に左右されない、有効かつ画一的な消防指導を実現するための手段を模索し続けてきた。

内　容

1. 外国人対応消防指導教材映画『To Save Lives』の制作

市民、国民からの期待に等しく応える上で、相手の母国語によって消防指導に質的格差が生じてはならない。そこで当局としては、アフターコロナのインバウンドを万全の態勢で迎えるため、人種の隔てなく理解できるよう、全編英語のナレーションベースで進行する教材映画『To Save Lives』を制作した。

本映画には、小規模ホテルでの火災を通じ、老人、怪我人、酔客等の多彩な外国人宿泊客達が、勇気ある支配人夫妻の指示の下、力を合わせて避難を完了するまでが描かれている。従来の火災シミュレーションと異なり、物語中、刻々と変化する火災に対処すべく、消火、避難や二次災害防止等に係る技術が豊富に盛り込まれた極めて現実的な内容でありながら、視聴対象を民間人に特化しているところが特徴といえる。

そして、視聴者が外国人を始めとした一般人である以上、専門的な学びの中に大衆性を持つものが理想的であり、それが、この30分間の動画教材が、終始、スリリングなエンターテイメントに徹して仕上げられている所以である。

なお、本映画のもう1つの特徴である全編英語のナレーションは、米国在住経験のある当局担当者が吹き込み、和・英の字幕を選択できることで、視聴者の幅を、聴覚障害者にも広げている。

あらかじめ映画で学んでおけば、実技訓練に詳しい説明は不要。

2. 『To Save Lives』の運用事例

⑴管内在住の外国人に対する避難訓練指導

当局管内のスキーリゾートには、英語圏の外国人が経営する宿泊施設が50軒存在しており、例年、訪日外国人はこれら施設に好んで長期滞在する傾向にある。

このことから、スキーシーズンに先立ち、施設関係者が『To Save Lives』を視聴し、物語中で学んだ避難、消火、通報、救助技法を実技で体得する訓練を行った。

映画に真剣に見入る訪日外国人達。

⑵県境を跨ぐ地域ぐるみの合同避難訓練指導

管内に赤倉温泉郷を擁する当局と、野沢温泉郷を擁する長野県岳北消防本部は、特に冬季間、外国人人口が増す地域特性を共有している。これら2機関が県境を跨いで共に管轄する斑尾高原において、飲食店、宿泊施設関係者等を対象に『To Save Lives』の上映会と避難訓練を共催することで、組織の垣根を越え地域ぐるみで自衛消防体制の強化を図った。

また、当日は、当局担当者が全行程を日本語・英語の同時通訳方式で進行するデモンストレーションを行い、今後の外国人指導のモデルケースとして提案した。

和・英の字幕で映画を同時上映、言葉の壁を超えて認識を共有。

映画の後は、日本人も外国人も一緒に、地域ぐるみで訓練を行う。

⑶上越教育大学附属中学校での官学連携英語防災教育事業

『To Save Lives』は語学教材としての有用性から管内中学校3年生用教材としてすでに採用されている。この機を捉え、当局は、地域全体に持続的自衛消防体制を確立するため、将来世代への防災教育を、英語教育に融合させる発展的授業を行った。

ALTが行う119番通報訓練を通じた、リスニング学習。

訓練想定は高校受験英語レベルで用意。

成　果

まず、各取組の中核となった『To Save Lives』は、上映中、外国人達の息を飲む音や時折弾ける笑い声、そして、エンディング時の鳴り止まない拍手から、映画として一定の客観的評価に値するものと考える。このことは、彼らが自らの施設でもスタッフにこれを見せて勉強させたいと、DVDの貸し出しをこぞって要望してきたことからも裏付けられているといえる。

また、県境を跨いで地域ぐるみの避難訓練を共催した岳北消防本部は、管内の野沢温泉郷でも、本映画を取り入れた消防指導を積極的に行っていくことを計画している。

官学連携事業については、学校側が、今後も防災教育を英語リスニング教育に融合させる授業の継続に意欲的であることから、当局からは本映画に用いられたナレーション用スクリプトを提供し、これを全面的に支援していく。

以上のとおり、『To Save Lives』は、外国人に対して消防職員個人の語学力に左右されない、有効かつ画一的な消防指導を実現するだけでなく、将来的に様々なシーンで活用されていく大きな可能性を示している。

特記事項

『To Save Lives』の紹介動画(和・英字幕)は上越地域消防局のYouTubeチャンネルで公開しており、対外的運用については目下準備を進めている。

選考委員のコメント

外国人の宿泊者や従業員が多いという地域の特性を踏まえた防災啓発動画の作成として評価できる。内容も完成度が高く、近隣の消防本部でも利用され始めていること、中学生向けの英語学習や防火知識向上の教材にも活用されていることは素晴らしい。

消防庁長官賞

消防本部違反是正特別支援員制度の発足

宮城県
仙南地域広域行政事務組合消防本部

事例類型　Ⅱ　高度化・専門化、Ⅴ　人材育成

取組期間　令和２年４月から

背　景

平成28年5月に開催された全国消防長会予防委員会において、「違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化」について要望がなされたことを踏まえ、都道府県違反是正支援アドバイザー（以下「都道府県アドバイザー」という。）または全国違反是正支援アドバイザーを各都道府県に配置することとなった。当消防本部においては、平成29年度から宮城県の都道府県アドバイザー本部となり、各地域の消防本部への支援を行っている。

都道府県アドバイザーについては、宮城県総務部消防課からの推薦により、総務省消防庁から委嘱されているものであり、都道府県アドバイザーとなっている職員は、宮城県内のみならず、東北各地、全国の消防本部から、違反処理についての意見や見解を求められている。その意見や見解については、経験があって初めて説得力を有するものとなる。

都道府県アドバイザーの活動としては、当消防本部内で、都道府県アドバイザーが中心となって違反処理を行ったり、違反処理の方向性を決定するための署内での検討会で意見を伝えたり、他消防本部へ講師として派遣しているところだが、「具体的な方策の助言」など違反是正支援アドバイザーの本来の趣旨を達成するためには、今後、さらなる能力向上を図る必要がある。

また、新たな職員が都道府県アドバイザーとなった場合、当消防本部では、違反処理の実績としては消防法第17条の4の命令が主であり、消防法第5条関係や告発、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求に関する助言等を求められたときに、違反是正支援アドバイザーとして的確な助言ができるのかが不安であるとの声があった。

仮にそれまで違反処理等の業務に従事していたとしても、他の消防本部にアドバイスすることに対する経験が少ないことから、 精神的負担が増加すると思慮され、都道府県アドバイザーへの意欲や意思はあっても、経験不足、知識不足が都道府県アドバイザー育成を阻害する状態となっていた。

現在の当消防本部における予防業務体制のように、自署のみの違反処理事案だけでは、年間処理件数も少なく、経験不足や知識不足を解消することはできない。

そのような経験や知識不足を解消するため、違反是正特別支援員（以下「特別支援員」という。）制度を創設し、自署のみならず、9つの署所間の垣根を越えて、特別支援員を様々な違反処理案件や特別査察に積極的に派遣し、違反処理の経験を積ませることにより、経験や知識不足の解消に努めている。

また、定期に特別支援員会議や研修を開催することにより、違反処理において困難であった事案の共有、奏功や失敗事例など、より深い知識や技術を身に付ける環境にしている。

特別支援員を都道府県アドバイザーの予備軍として位置付けし、現在の都道府県アドバイザーから助言や指導を受けながら、数年間、都道府県アドバイザーとなる前に準備期間を設けることにより、知識や経験不足への不安を解消させ、今後の都道府県アドバイザーの養成が円滑なものとなることだろう。

さらには、そのような特別支援員経験者が各署所に増加することにより、当消防本部としての違反処理の基礎、土台が固まり、現代から未来への「知識、技術の伝承」となって当消防本部の組織の底上げとなると考えている。そのような期待を胸に、この制度を発足させた。

内　容

仙南地域広域行政事務組合消防本部違反是正特別支援員制度要綱を令和2年3月17日に公布し、令和2年4月1日に施行した。令和2年4月14日には任命式を行い、各署長から推薦された職員6名（消防司令補3名、消防士長3名（内救助隊3名））を、初代「違反是正特別支援員」として任命した。

全国の消防本部では、「特別査察隊」のように、その分野に特化した職員を設置しているところはあるが、特別査察隊等は、その査察隊が主体となって違反処理を実施する。

その一方で、当消防本部においては、予防業務専従員という職員は配置しておらず、災害活動はもちろんのこと、救助業務、救急業務等を兼務しながら、隔日勤務で予防業務を遂行している。そのため、都道府県アドバイザーや消防本部予防課による専従的な違反処理ではなく、「誰でもできる」違反処理体制の構築を目指している。「特別支援員」は、管轄署所を違反処理の主体とすることを崩さず、それを支援（研修）しながら、違反是正アドバイザーとしての知識、技術を向上させていき、自署管内の職員にアウトプットしていくものである。このような制度については、全国でもあまり聞いたことはなく、まさに「仙南スタイル」と呼べるものだろう。

成　果

発足してから1年経ったが、都道府県アドバイザーや違反是正支援員を中心に、活発な意見のぶつけ合い、『闘論』をしている。

これまで指導が停滞していた事案についても、各署所に特別支援員を派遣し、討論することにより、議論が活性化し、その署所では見つけられなかった是正の糸口や解決策が見出され、特別支援員制度発足から、すでに5件の事案について「違反の是正」という結果に結び付いている。

政令指定都市や中規模消防本部においては、違反処理は継続的に行われていることだろう。しかし、当消防本部にとっては、各署所に日勤者もおらず、専門性もない中、また、他業務との兼ね合いで限られた時間の中で、高度な法律知識を必要とする違反処理業務を継続させるというのは、決して容易なことではない。

そのような中で、当消防本部の違反処理体制が「当たり前」になったのは、階級を問わず、予防係全員で、その違反処理案件ごとに、みんなで考え、討論し、意見を出し合うことにある。消防本部予防課や都道府県アドバイザー主体のトップダウンでは、職員は人任せになり、成長が阻害される。当消防本部の予防力、違反処理力が強化された要因は「組織全体で考える」という環境変化にあると確信している。

「階級の垣根を越えて、意志や意見が飛び交い、反映される気風」。組織は「人」が育たなければ発展、成長はない。この特別支援員制度を活用し、人を「育てる」のではなく、人が「育つ」職場を作り、「違反の是正」を組織に根付かせていく。

特記事項

- 総務省消防庁刊行「消防の動き」令和2年10月号に**「先進事例紹介」**として掲載。
- 一般財団法人全国消防協会編集冊子「ほのお」令和2年8月号に掲載。
- 近代消防社編集の「近代消防」令和2年7月号に掲載。

選考委員のコメント

予防業務専従員がいない中小規模消防本部であっても、階級や署所間の垣根を超えて違反処理の経験・知識を蓄積し、都道府県アドバイザーとして活躍する取組は素晴らしく、他の消防本部にとっても参考になると思われる。

消防庁長官賞

連携強化！
四日市コンビナート消防連絡会

三重県　四日市市消防本部

事例類型　Ⅷ　その他

取組期間　平成 19 年 1 月から

背　景

四日市市消防本部では、平成13年4月、地方分権及び規制緩和の促進による社会情勢の変化を危険物行政にも反映するため、四日市臨海地区コンビナート事業所との定例的な意見交換の場を設け、事業所の自主保安体制の強化と危険物行政の効果的・効率的な運用を目的とした【予防関係連絡会】を設置し、その後、平成19年1月、予防関係連絡会を発展的に再編し、【四日市コンビナート消防連絡会（以下「消防連絡会」という。）】を設置している。

内　容

現在、消防連絡会の組織としては、四日市コンビナート消防連絡会設置要綱に基づき、会長職を予防保安課長が、副会長職をコンビナート事業所の課長職が輪番で務め、石油コンビナート等災害防止法第22条に規定される協議会、「四日市コンビナート地域防災協議会」33社の中から代表して、コンビナート事業所9社を第1号委員、四日市市消防本部予防保安課員を第2号委員として定めている。消防連絡会は、年間8回ほど開催し、総勢30名程度の関係者が参加している。

所掌事務としては、コンビナート事業所における自主保安対策及び消防関係法令の運用について協議することとなっている。具体的には、危険物安全管理強調月間（当消防本部では月間として取り組んでいる）を中心に実施する「コンビナート防災診断」や「危険物事故防止等アクションプラン（コンビナート事業所学習会、自衛防災組織等訓練検証、集合セミナー）」などの検討内容の協議、年間を通して「事故事例の水平展開」、「危険物規制（四日市市危険物規制審査基準）及び石油コンビナート等災害防止法の運用」、「先進技術に関する事項」など、多岐にわたり協議し、情報共有を図っている。

四日市コンビナート消防連絡会設置要綱

（目的）
第１条　四日市市におけるコンビナート事業所の自主保安体制の強化と社会情勢に対応した消防行政の運用を図ることを目的として、四日市コンビナート消防連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

（所掌事務）
第２条　連絡会は、コンビナート事業所における自主保安対策及び消防関係法令の運用について協議する。

（組織）
第３条　連絡会は、次の各号に掲げる組織のうちから１４人以内の委員を選出して組織する。
(1)　四日市コンビナート地域防災協議会（以下「防災協」という。）
(2)　四日市市消防本部
２　前項第１号の委員の任期は、防災協の定期総会から次年度の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
３　第１項第２号の委員の任期は、４月１日から翌年３月末までとする。ただし、再任を妨げない。

【一部抜粋】

成　果

これまで消防連絡会の意見交換の場において、コンビナート事業所の意見を取り入れながら四日市市危険物規制審査基準等の見直しを実施し、現在の社会情勢に見合う規制となるよう検討を継続している。また、コンビナート事業所で発生した異常現象等について事例を紹介し、全ての事業所において同種事案を発生させないための対策を提言し、水平展開を行っている。

また、近年では、ドローンや非防爆携帯型電子機器のガイドラインに関する意見交換を行い、実際に消防本部とコンビナート事業所で協力して取り組んだドローン飛行の検証動画や静止画を公表し、その実用性について他の事業所へ水平展開を行うことが可能となっている。

コンビナート事業所からは、具体的な実例を受けて、他の事業所の実状を把握することができることから、大変有意義であるとの意見が寄せられている。

今やあらゆるツールが活用される時代であり、コンビナート事業所が取り入れる先進技術について消防側と意見交換を行い、現行規制との問題点について協議する必要があると感じている。

そのような状況下で新型コロナウイルスが発生した。消防連絡会も顔を合わせた意見交換が一時不可能となったが、参加するコンビナート事業所が社内でいち早くリモート会議を実施していたため、消防側もそのノウハウを利活用し、消防連絡会をリモート会議で継続することが可能となっている。また、消防本部への窓口相談に関してもコンビナート事業所の担当者が直接足を運ぶことなく、リモートでの対応が可能となっている。さらに、コンビナート事業所の災害時においても、リモートを活用することでリアルタイムな情報を消防本部へ伝達されることが期待できる。

このように消防連絡会を通して、コンビナート事業所と常に連携を取れる体制を整えていたため、コロナ禍にも即対応することができたと感じている。

令和2年12月時点で消防連絡会は125回目の開催となっている。過去から先輩方が築き上げてこられた経緯と現代の情勢を融合させ、今後もコンビナート事業所と消防本部との間でより一層の連携強化を図り、四日市コンビナート消防連絡会を発展させていきたい。

特記事項

リモート会議の実績

(1) 四日市コンビナート消防連絡会
(2) コンビナート事業所との打ち合わせ、相談
(3) 危険物保安技術協会、コンビナート事業所、消防本部との先進技術に関する会議
(4) ドローン・非防爆携帯型電子機器に関するガイドラインの他県との意見交換
(5) 各種講習会受講

選考委員のコメント

公民連携の連絡会で年8回程度事故事例等の共有を進めてきたところ、コロナ禍に際しオンライン会議などデジタル技術を駆使した先進的な取組を通じてさらなる連携強化を図るなど、他の消防本部の模範となる事例である。

優秀賞

コロナ禍における新たな防火啓発「みんなで防火」、「みんなでジオしき」を日常の生活体系に組み込み「火災ゼロ、死者ゼロ」を目指す。

新潟県　糸魚川市消防本部

事例類型　Ⅳ　他団体との連携、Ⅵ　広報活動

取組期間　令和２年４月から

背　景

当市では、平成28年12月22日に小規模飲食店からの出火により147棟を焼損する大火が発生した。市民の防火意識の希薄化から、小さな不注意が大惨事になった事例であり、過去の大火の教訓を生かせなかった。

この大火から4年が経過し、「復興まちづくり計画」により、災害に強い安全なまちづくりを進め、道路の拡幅や防災公園の整備、建築物の不燃化、大型防火水槽の整備、初期消火体制の構築など様々な施策が実施された。

しかし、整備されたハード面を生かすためには、いかに大火の記憶を風化させず次世代につなぐか、「二度と大火を起こさない」という意識をどう持続できるかのソフト面が課題となっている。

また、当市の過去10年の火災発生状況を分析すると、全120件のうち住宅火災は、33件発生しており、火災による死者は5人で、全てが逃げ遅れた高齢者であった。

住宅火災の出火原因でも、ストーブが最も多く、最近普及している電気器具や電気配線による火災も発生しており、高齢者が関係する火災が48.5%を占めていることがわかった。

今後、人口の減少に伴い少子高齢化が進展し、特に中山間地域で高齢者世帯が増加することによる潜在的危険性が増大する懸念がある。

内　容

令和2年度、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これまで行っていた消防職員、消防団員による一般家庭防火診断や街頭PRができず、対面形式での防火啓発に苦慮していた。

そこで、特に高齢者と普段顔を合わせる機会が比較的多い事業所等に日頃の仕事の中で、防火の呼びかけにご協力いただく以下の事業に取り組んだ。

1．電気工事店との「火災予防啓発の連携協力に関する協定」の締結

近年、電気が原因の火災が多発している現状や令和元年度から実施している「木造密集地区防災力強化モデル事業」で協力いただいた市内電気工事店と「火災予防啓発の連携協力に関する協定」を令和2年4月24日に締結した。

これは、相互に連携して電気製品火災、漏電火災の予防並びに住宅用火災警報器（以下「住警器」という）の普及促進及び維持管理の啓発を行うもので、連携の内容としては、次のとおり。

(1)　火災予防広報資料の作成
(2)　作成した資料の掲示、配布等による火災予防広報並びに住警器の設置及び維持管理状況の確認
(3)　業務内での住宅訪問の際、電気火災の原因となる不備または住警器の維持管理の不備を発見した場合の注意喚起と適切な指導
(4)　不備を自ら解消できない者や住警器の取付、点検を自ら行うことができない者（高齢者等）の支援
(5)　電気火災の原因、事例並びに住警器の設置及び維持管理状況等について、相互に適宜情報提供

2．「防火指導協力員」バッジの導入

連携協力している地元の電気工事店とさらには、介護・福祉事業者（ヘルパー等）や地区の民生委員を加え「防火指導協力員」として登録してもらい、担当する高齢者を中心に防火指導の支援をしていただいた。また、防火指導協力員バッジを身に着けることで、消防本部と連携していることがわかり、悪質訪問販売の抑止にもつながっている。

<防火指導協力員バッジについて>

バッジは、当市消防団のマスコット「レッド団長」をモチーフにして親しみを持たせ、タコが墨を吐いているように見えるQRコードは、家庭内の「隅々まで防火」の願いを込めた。また、QRコードをスマートフォンで読み込むとホームページの「防火の4つのポイントと1つのチェック」へリンクされ、指導内容や火災実験映像を高齢者へ直接見せることができる。

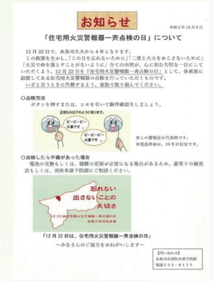

＜呼びかけにより、家族で点検する市民＞

3．「住警器一斉点検の日」の実施

駅北大火の発生から丸4年を迎えた12月22日に「住警器一斉点検の日」を実施した。

これは「この日を忘れないために」「二度と大火を起こさないために」「火災で命を落とすことがないように」全ての市民が、心に刻む大切な一日にしていただくよう、各家庭に設置してある住警器の点検を行ってもらう取組で、独居高齢者で自ら点検できない世帯では、「防火指導協力員」が支援する。当日は、防災行政無線や安心メール、消防車両等で実施を呼びかけた。

4．みんなでつなぐ、消火の連鎖「ジオしき」の考案

大火以降の復興まちづくり計画「大火に負けない消防力の強化プロジェクト」により整備してきたハード面のまとめとして、消火の連鎖「ジオしき」を考案した。

「ジオしき」の「ジオ」は、当市がジオパークに認定されていることもあり、市民に馴染みが深く、覚え易くするために取り入れた。

「ジオしき」の
「ジ」は、住警器で気付く
「オ」は、落ち着いて知らせる（119番通報）
「し」は、消火器で消火（自助）
「き」は、協力して40㎜ホースで消火（共助）を意味し、個々の施策に関連性を持たせた。

また、意味が一目でわかるピクトグラムを採用し、このデザインを印刷したステッカーやエコバッグをイベント等で市民に配布し、日常生活に刷り込むようにした。

＜ジオしきのデザイン＞

成　果

コロナ禍の影響を探りながら、広報誌やホームページ、SNS等を駆使し防火啓発に取り組んだが、火災原因の半数を占める高齢者への効果は薄い。

今回取り組んだ事業により、高齢者にとっては、家電の修理を依頼した時やヘルパー、民生委員が定期的に訪問する際、自然に防火に触れる機会が増加した。

また、地域包括支援センターが毎月開催している各地区のサロンにおいても、住警器や消火器の話題が飛び交うようになった。「新築して10年経過するがこれまで一度も点検していなかった」との声を聞く。

「住警器一斉点検の日」では、12月22日が年末に近いこともあり、大掃除に合わせて点検するケースが見られた。

みんなでつなぐ消火の連鎖「ジオしき」の考案は、自助、共助、公助の一連の流れにストーリー性を持たせたことで、自らの役割が整理され、市民の理解度が向上、それぞれの取組に相乗効果が生まれている。

こうした取組が、市民の防火意識を向上させる機会となり、令和元年の火災件数13件（過去10年平均12件）から令和2年は、7件と大幅に減少し、住宅火災にあっては僅か1件に留まった。

＜市の広報誌による PR＞

特記事項

当市が進める「火災に強いまち」とは、防火水槽の整備や消火資器材の整備などのハード面の充実だけではなく、市民一人ひとりの「防火意識の強さ」を継続させることにある。

いかに人と人のつながりを持ち、地域全体で高齢者の孤立を防ぎ、地域コミュニティ力を持続させることで互いに防火意識を醸成させ、日常生活で習慣化ができれば、目標である「火災ゼロ」「死者ゼロ」の達成に近づくのではないかと思う。

今後、考案した「ジオしき」を現在、活動している「こども消防隊」の育成指導にも組み入れ、子どもから大人へ発信するツール（仕掛け）としたり、ステッカーやエコバックだけではなく、様々な PR グッズに採用し、多くの市民の目に日常的に触れることで、ブランド化を目指している。

さらに防火指導協力員を増やし、「住警器一斉点検の日」を毎年継続するよう努め、みんなで「火災からまちを守る」みんなで「防火する」みんなでつなぐ消火の連鎖「ジオしき」を合言葉に市民の「常識」となるよう「火災に強いまちづくり」を進めていこうと思う。

優秀賞

おさるが生んだ波及効果 ~ 手作り動画から観光地とコラボイベントへ ~

大分県　大分市消防局

事例類型　Ⅵ　広報活動

取組期間　令和２年６月から

背　景

本市では、新築住宅は平成18年6月までに、既存住宅は平成23年6月までに住宅用火災警報器の設置を義務付けた。これまでテレビやラジオなどメディアを活用した間接的な広報、イベントや訓練指導時にはリーフレットの配布や口頭での説明などの直接的な広報を行ってきている。その甲斐もあり設置率は91%(令和2年7月1日発表)と全国平均を上回っているが、設置率調査と同時に行っている維持管理状況の調査では、作動点検の確認率は50%(調査時に実施を含む)前後と約半数は作動点検を実施していないことから、市民の方は設置したからよい、といった感覚があり、維持管理については必要性が浸透していないようである。新築住宅の設置義務化から14年、既存住宅の設置義務化から9年が経過していることから、設置はもちろん、取り替えを含めた維持管理に主眼を置いて広報を行っている。

さて、令和2年当初には新型コロナウイルスの感染拡大により、人と接する直接的な広報が満足にできないことが予想されたため、映像による間接的な広報に切り替え取り組んできた。映像による広報の実績の少ない本市消防局では予防課内にプロジェクトチーム(以下PTという)を立ち上げ、担当班の垣根を超えた取組を行った。

PT内で動画について検討する中で、まずは住宅用火災警報器の取り替えをしなければいけないと認知してもらうことに焦点を絞った。次にターゲットは動画を繰り返し見る子どもとし、その動画を見た子どもたちの親や祖父母が住宅用火災警報器の交換の必要性を感じることを狙った。

内容は動画に親しみを持てるよう本市消防局のマスコットキャラクターである「おさる」をモチーフにした人形を主役とし、非現実な内容を現実に表現するためコマ撮り動画を作成することにした。目標は過去の広報動画の実績から令和2年度中に3,000回の視聴回数を目標に取り組んできた。

内　容

タイトル

住民がいないうちに

扉をよじ登り

消防車に乗り込み

出動！

現場到着！

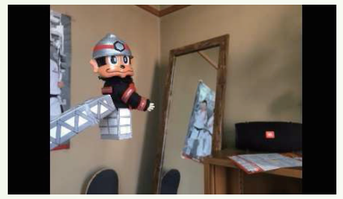

はしご伸梯

古い住警器を発見

古い住警器をはずし

新しい住警器をはめる

取り替え完了

任務完了！

視聴者が親しみを持てるよう、あえて外部へ委託せず消防職員自らが全て作成した。またストーリー性も重視し、「おさる」が住民の留守中に住宅用火災警報器の交換を行い、住民に安全安心をプレゼントするというメルヘンチックなストーリー仕立てにした。

動画の公開は消防長会九州支部による取組「九州一斉住宅用火災警報器啓発キャンペーン」に併せて令和2年6月1日に行い、市ホームページ、SNSでの発信、QRコードを作成して車両への貼付などの広報を行うとともに、地元紙にも取材を受け、多くのターゲットに伝わるよう取り組んだ。また本市防災局が送信している防災メールのテストメールにお知らせとして掲載した。

成　果

こうした様々な取組の結果、令和３年３月 31 日には７万 9,175 回で、令和２年度に当市公式 YouTube チャンネルに公開した動画で最多の視聴回数を記録した。

また波及効果として、動画の視聴者から「おさる」の名前は何？という問い合わせが多くあり、制定から 20 年間名前のなかったマスコットに名前を付けることにつながった。全国的に知名度の高い高崎山自然動物園の人気猿投票「TNZ 選抜総選挙」とコラボし、「おさる」の名前の投票を行うこととなり、地元新聞にも大きく取り上げられた。

特記事項

市民が親しみを持てる動画を作成し、様々な手法で広報をした結果、市民の関心を高め、他機関と連携したイベントへ発展した。今後、市民からの投票で名前が決まることで消防への関心が益々高まることが期待されることから、この機会を逸することなく、住宅用火災警報器の維持管理につなげていきたい。

優秀賞

新型コロナウイルス感染症対策としてのリモート査察、オンライン相談の導入

福岡県　大牟田市消防本部

事例類型　Ⅷ　その他

取組期間　令和２年11月から

背　景

当消防本部では、毎年福祉関係施設については全て査察を実施していたが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な消防業務が規模の縮小や延期、中止を余儀なくされているところであり、また、大牟田市内でも新型コロナウイルス感染者の発症が確認されたことにより、より一層の感染拡大防止措置がとられ、業務に制約が求められていた。

しかしながら、火災予防上、新型コロナウイルス感染拡大のためにできないことよりも、今できる新たな取組が必要ではないかと、課内で話し合いを続けた。

このような中、大牟田市内においてもクラスターが確認され、査察を拒まれる事態となった。

そこで、秋季火災予防運動の取組の一環として、PC等の機器を活用した、非接触型の査察や、相談の実施に至った。

内　容

リモート査察の実施要領

① 電話で防火管理者と聞取りができる範囲で調査を実施します。
聞取り調査終了後、リモート査察の内容説明、実施日の調整をします。

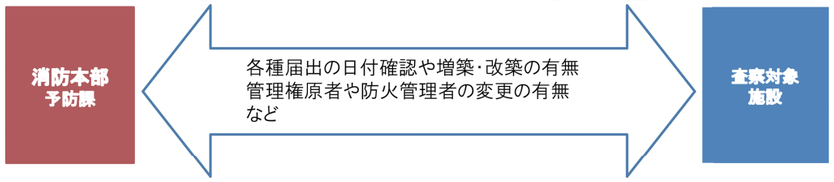

② リモート査察でみるべき場所や避難経路、防炎物品、消防用設備等をピックアップし、スマートフォンを持って移動してもらうルートを決定します。

リモート査察当日

③ 消防職員１名が対象施設に出向し、屋外でルート及び内容を説明します。
本部PC接続済みのスマートフォンを渡しリモート査察を開始します。

④ 施設内査察終了後、屋外でスマートフォンを受領し、査察結果を本部職員から現地職員が聴取します。必要書類を作成、受け渡しリモート査察終了です。

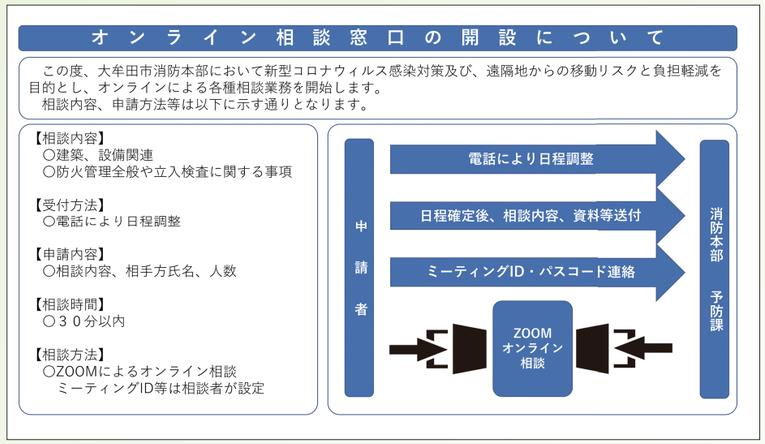

成　果

210件中209件の査察が完了し、うち13件がリモートによる査察となった。上記の取組において、私達消防職員が新型コロナウイルスに感染せず予定の査察をほぼ完了できたことが1番の成果である。

また、できない理由を探すのではなく自分たちができることは何かを考え、取り組むことで新たな可能性を追求していく姿勢へとつながった。

さらに、これまで活用できなかった技術を活用することで、新しい技術への好奇心が高まり、新技術と消防業務の融合を考えていくきっかけとなった。

特記事項

リモート査察を実施した建物関係者の方々からは、「利用者との接触もなく安心できた。」「来年もこのやり方が良い。」「威圧感がなくて良かった。」などの声をいただいた。また、オンライン相談を実施された業者の方は、「移動の手間がなく、時間や旅費の削減につながりました。」「感染拡大の中、配慮したやり方で良かった。」「図面等の資料を画面上で扱うことが心配であったが、思ったより良かった。」などの声をいただいた。

来年度以降も継続して取組を続けていきたいと考えている。

優秀賞

全国初!?
消防法令違反を生まないための
広報動画制作!!

愛知県　岡崎市消防本部

事例類型　Ⅳ　他団体との連携、Ⅴ　人材育成、Ⅵ　広報活動

取組期間　令和２年６月から

背　景

消防用設備等の未設置違反など「重大な消防法令違反」は、事業所関係者による無断増改築、用途変更等によるものが主であり、立入検査等で覚知してからの是正指導では多大な時間と労力が必要となっていた。

そこで、「消防法令違反を生まないための広報」として、チラシの配布、ポスターの掲示等を行い、一定の効果はあったものの満足のいく成果が出ていなかった。

こうした課題を解決するため、事業所関係者に対し広く広報することができ、かつ、インパクトを与えることができる「消防法令違反を生まないための広報動画」を制作することとした。

内　容

消防法令違反が発生する要件の高い4種類(「増築編」、「無窓階編」、「用途変更編」、「物件存置編」)を題材とする動画を制作した。

事業所関係者が、“知らない間に”消防法令違反とならないよう、増改築、用途変更等を検討の際には、『必ず消防に事前相談してください!』とのメッセージを前面に押し出す内容とした。

また、全ての動画にストーリー性(「事業所関係者による無断での増築等」→「消防の立入検査」→「違反の覚知及び是正指導」→「違反対象物の公表や命令の公示等」)を持たせ、事業所関係者だけではなく消防職員にとっても消防法令を理解し易くする工夫も加えた。

今回の動画は、シナリオの制作、撮影、演者、ナレーション、編集を全て消防職員が実施、撮影機材については市から借用、撮影場所については市内の事業所に協力を依頼するなど、「ゼロ予算」で制作した。

なお、撮影時期がコロナ禍であったため、撮影現場は最少人数で、かつ、短時間で済ませるため事前打ち合わせを入念に行うなど、3密を避けた撮影を心掛けた。撮影ではマスク無しでの対面会話を一切無くし、カメラ横にカンペを用意しておくことで演者の負担軽減だけでなくNG減少対策にも努めた。

【撮影風景】

【動画の一部】

成　果

完成した動画は、岡崎市公式YouTubeチャンネルで配信、事業所関係者等がいつでもどこでも視聴できるようにした。

さらに、不動産関係、建築業者関係、商工会関係、食品衛生関係など各事業所団体が開催するセミナーや講習会において放映するだけでなく、各事業所関係団体の掲示板、メルマガ等にも動画URLを添付して掲載をしてもらった。

また、動画を視聴した消防職員からも、「非常にわかりやすい」と高い評価を得ており、消防職員への教養にも役立っている。

こうした取組が評価され、地元紙の記事に掲載される運びとなったことは嬉しい限りである。

【完成動画（用途変更編）】

【完成動画（無窓階編）】

【完成動画（物件存置編）】

【完成動画（増築編）】

【動画広報のちらし】

【セミナーの様子】

特記事項

消防法令違反が“重大”であることを伝えるため、関係者役による驚きの表情を多く取り入れるなど、演技やナレーションに力を入れた。

優秀賞

コロナ禍をチャンスに変えて!!「e ラーニング等の活用による人材育成」～ 現場の働き方改革 ～

神奈川県　川崎市消防局

事例類型　Ⅰ　実効性向上、Ⅱ　高度化･専門化、Ⅲ　効率化、Ⅴ　人材育成、Ⅶ　デジタル化

取組期間　令和２年４月から

背　景

当市では、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち　かわさき」の実現に向けて、社会情勢の変化や地域の課題に迅速かつ柔軟に対応できるよう、人材育成の取組を充実・強化しており、特に査察業務に関しては、次の事項が重要となる。

Ⅰ．継続した適正執行のためには、専門的な**技術や知識の継承**が必須である。
Ⅱ．膨大な数の防火対象物に対して、積極的に査察を行うためには、**警防業務に携わる隔日勤務職員**（以下「警防要員」という。）**の活躍**が必要不可欠である。
Ⅲ．公平かつ適切な防火安全指導のためには、**職員が専門知識を共有**できるよう職場研修を積極的に実施し、**職員全体の能力を向上**させる必要がある。

このような中、新型コロナウイルス感染症の影響により従来の集合研修の実施が困難となったことから、研修方法を検討し、eラーニングを活用した研修等の取組を拡大していくこととした。

内　容

査察に関する研修は、知識の習熟を目的とした集合研修のほか、立入検査への同行による実務研修も実施するなど、各種研修を体系的に開催しているところだが、人材育成の現場における働き方改革として、次のことを主眼に、業務用パソコンを使用したeラーニング形式の研修やDVDの活用などの取組を推進した。

Ⅰ．社会情勢等の影響を受けず、**確実に実施**できる人材育成
Ⅱ．**効率的かつ効果的**な人材育成
Ⅲ．公平な防火安全指導のための**職員の知識の均一化・高度化**

＜　eラーニング等による研修一覧　＞

	研修の対象者･目的	回数(年間)	内　容
①	【査察教養研修】 全警防要員に対する、立入検査等に関する基礎知識の定着のための研修	1回	【 eラーニング 】 ●立入検査等における基礎知識 ・防火管理制度及び統括防火管理制度 ・消防法令違反の指導
②	【査察教養研修(階層別研修)】 消防司令･司令補の警防要員に対する、OJTによる指導者の育成のための研修	1回	【 eラーニング 】 ●立入検査等における基礎知識【指導者向け】 ・消防法第5条の3に基づく措置命令 ・防火対象物台帳の決裁要領
③	【査察業務効果測定】 全警防要員に対する、習熟度の確認とフォローのための研修	3回	【 eラーニング 】 ●立入検査等の実務的問題に関する効果測定（1回:約25問）
④	【予防要員候補者育成制度】 予防業務への従事を希望する警防要員に対する、準備のための研修	12回	【 eラーニング 】 ●予防実務の基礎知識 ・法令の読み方　・用途判定、収容人員算定 ・建築基準法基礎・ 防火管理制度・点検制度 ・消防用設備等　・立入検査と違反処理 ・行政法　・予防実務（書類審査）　など
⑤	【違反是正研修会】 新たに査察業務に従事者する予防要員に対する、違反処理の基礎等の習熟のための研修	1回	【 映像記録（DVD）の配付 】 ●違反処理に関する研修映像視聴 ・違反処理の基礎　・違反調査の実務 ・建物調査及び建築図面の作成方法
⑥	【違反是正事例研究会】 査察業務に従事する予防要員に対する、違反処理業務に係る知識･経験の習熟のための研修	1回	【 研修資料（DVD）の配付 】 ●違反是正事例における課題検討及び解説 ・名宛人　・違反事実の特定　・質問聴取 ・違反調査方法　・未把握対象物対応　など

＜　査察教養研修eラーニング「消防法令違反の指導」抜粋　＞

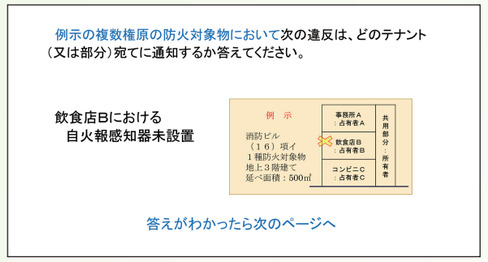

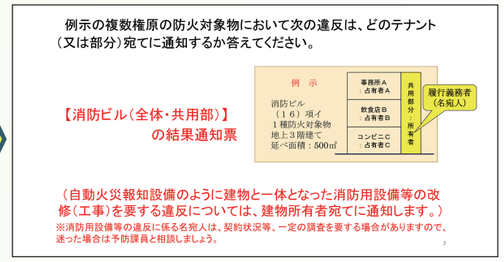

成　果

eラーニングの導入等の取組により、次の効果を得ることができた。

1　研修時間の削減**（時間外勤務・出張旅費の削減）**
2　研修資料の統一化による研修資料の作成に係る**事務の軽減及びペーパーレス化**
3　研修**内容の高度化・専門化**
4　**1,000人超**の職員に対しても**同等の教養**が実施可能
5　経験の浅い職員でも自身の**理解度に応じた**スピードにより学習可能
6　**業務の隙間時間**で学習が可能
7　当該知識が現に必要となった際等、**通年で再学習**が可能
8　研修対象者以外の者への**自主学習**用教材として活用可能

特記事項

研修実績（自主学習を含む受講人数）

①:1,193名	②:439名	③:1,193名	④:34名	⑤:7名	⑥:9名

優秀賞

屋外タンク貯蔵所に関する教育手法の確立と事業所等との連携の強化

岡山県　倉敷市消防局

事例類型　Ⅲ　効率化、Ⅳ　他団体との連携、Ⅴ　人材育成

取組期間　平成 31 年 4 月から

背　景

日本でも有数の水島コンビナートを管轄する本市では、全危険物施設の約4割を占める1,502施設の屋外タンク貯蔵所（以下「タンク」という。）があり、昭和49年には法令改正のきっかけとなった大規模な重油流出事故が発生している。

一方で、年間約200件のタンク関連の申請審査に対して、タンクを審査する職員の数が限られていることから、一定レベルの能力を持つ人材を継続的に確保するため、短期間で個別に審査のノウハウを伝承することに、また、過去にコンビナート災害を経験した職員の減少に伴い、警防戦術の知識及び技術を継承することに苦慮している状況である。

そのため、職員がタンクの構造や設備等について、理解を深められる効果的な教育手法の確立はもちろんのこと、コンビナート災害対応の能力向上のため、過去の事故事例を生かしつつ、近隣の消防本部や事業所との連携の強化が重要であると考えている。

内　容

1．人材育成プログラム

職員として把握しておくべき知識及び技術の項目を設定して、職務能力の向上に取り組み、組織力の強化を図る教育プログラムであり、様々なプログラムの中から危険物関係の科目（計5科目）を選択した職員に対して研修を実施した。

○研修実績　令和元年度　76名、令和2年度　92名

○研修科目　危険物規制、タンクの審査業務、危険物保安技術協会（以下「KHK」という。）への委託業務、石油コンビナート等災害防止法の概要、コンビナート災害対応要領

人材育成プログラムの受講の様子

2．タンク建替工事の見学説明会

事業所と連携し、本市の予防業務を担当する審査員、現場指揮隊長及び近隣の消防本部の職員を対象に、タンク建替工事の見学説明会を各工程に区分して実施した。

事業所内のタンク建替現場で、事業所担当者及びタンク施工業者から各施工内容について説明を受けた後、会議室でタンクの申請図面と照らし合わせながら、見学した内容について再確認を行うとともに質疑応答を行った。

○タンクの概要（浮き蓋付きドームルーフタンク）

【許可容量】5,450KL　【内径】23.24m

【高さ】15.61m

裏面防食措置の見学

底板及び側板最下段の配列の見学

○見学の区分（全5工程）

【第1回】裏面防食措置の敷設工程　参加人数15名（内他消防本部3名）

裏面防食措置であるアスファルトモルタルの施工状況を見学

【第2回】底板及び側板最下段の組立工程　参加人数18名（内他消防本部5名）

裏面防食措置の上に底板及び側板最下段を配置し、溶接の施工状況を見学

【第3回以降】側板の組立工程、浮き蓋の組立工程、屋根板の組立工程

第3回以降については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、事業所への出向は中止した。見学説明会の代替策として、事業所担当者へ各施工の作業状況について撮影を依頼し、受領した写真及び動画を教養の資料に活用した。

KHK 出向者による
タンクの教養の様子

3．KHK出向者によるタンクの構造等の教養及び事故事例の紹介

本市では、平成13年度からKHKに職員が出向している。その職員が講師となり、事業所から受領したタンク建替工事の各施工箇所の写真等を活用して資料を作成し、実際のタンク申請図面と照らし合わせながらタンクの構造等を説明するとともに、審査及び検査のポイントについて教養を実施した。また、タンク事故事例の注意点を図面や写真等で紹介し、再発防止対策、水平展開及び法令改正等について教養を実施した。

○教養実績　令和2年度　各30名×3回

成　果

1．人材育成プログラム

○危険物事故や法令改正等の歴史を知ることで、消防法や石油コンビナート等災害防止法の制定の背景について確認でき、法の体系や危険物施設等の概要を把握できた。

○コンビナート災害対応で使用する大型化学消防車等の3点セット、大容量泡放水砲及びドラゴンハイパーコマンドユニット等の運用方法について確認できた。また、事業所が保有している共同防災組織及び自衛防災組織との連携について確認し、事業所に設置されている消火設備の配置及び使用方法等について理解できた。

2．タンク建替工事の見学説明会

○審査員は、普段視認できない箇所や通常見る機会のない作業工程を見学することができた。さらに、見学した各部位に関して、申請図面の記載方法と照らし合わせながら説明を受けることで、タンクの構成及び図面のポイントについて理解が深まった。

○現場指揮隊長は、タンクの配置及び消火設備の設置状況等を確認し、事業所担当者と一緒に初動体制時の災害情報確認シートの活用方法及び警防戦術を確認できた。

○近隣の消防本部から、普段立ち入ることのできないコンビナート内に入場でき、大規模危険物施設の雰囲気を肌で感じる良い経験ができたとの感想をいただいた。

3．KHK出向者によるタンクの構造等の教養及び事故事例の紹介

○タンク完成までの写真等をもとに、実際の申請図面を使用することにより、構造及び設備の役割等について理解が深まった。結果、申請の受付及び審査の速度が上がり、許認可等の事務効率化につながった。さらに、検査時には図面の名称と現場の設備が速やかに一致するようになり、検査項目を的確かつ迅速に実施できることに結び付いた。

○タンクの事故事例を学ぶことにより、どのような法令改正が行われ、タンク設備の見直しが進められてきたかを知ることができた。結果、許認可等の審査の際に、過去の事故事例を踏まえた再発防止対策に関する適切な指導ができることにつながった。

特記事項

1．効果的な教育手法の確立

施工現場の見学について事業所と連携し、実際に自分の目で現場確認を行った上で関連内容の教養を実施する教育手法の確立により、自分で気付く力、考える力及び判断できる力が身に付きやすくなり、効果的に能力アップすることが期待できている。

2．近隣の消防本部及び事業所との連携の強化

本市では、一級河川「高梁川」流域の6消防本部との広域連携事業を推進し、研修等への参加を依頼している。また、県下消防相互応援協定により、コンビナート地区で大規模災害が発生した際、応援を要請する可能性がある。今回のような危険物施設の見学説明会や他消防本部と合同で行う危険物火災を想定した実火災訓練等の実施により、近隣の消防本部及び事業所との連携の強化が図れており、今後も継続していく。

実火災訓練の様子

優秀賞

自衛消防訓練の届出に係る電子申請での受付開始について

兵庫県　宝塚市消防本部

事例類型　Ⅲ　効率化

取組期間　令和２年４月から

背　景

防火対象物における自衛消防訓練の実施については、消防法等で規定されているとおり、定期的な実施が必要である。当市においては、消防訓練未実施や未届の防火対象物関係者に対して、消防法令違反として改善指導を継続している中で、その理由を聞き取ったところ、「訓練は実施しているが、届出に行く時間が取れない。」、「届出を行うのが億劫になって、訓練そのものが実施しにくい。」等の意見が多数あったことから、訓練実施に対する負担よりも、届出に関する負担が大きいことに視点を置き、研究していく中で、「電子申請」という案が出た。電子申請運用に関する検討を重ねた結果、①届出行為を窓口対応だけでなく電子でも受け付けることで市民サービスの向上になる。②消防職員が窓口対応に要する時間が削減できる。③届出に関する事務処理が効率化できる。というメリットが浮かび上がった。また、追加予算が必要ない方法も見い出せたことから、電子申請を運用するという結論に至った。

内　容

電子申請の基幹システムとしては、兵庫県が運営している「兵庫県電子申請共同運営システム」を活用することとし、別添資料のとおり宝塚市消防本部ホームページから、電子申請の入力画面に入れるよう設定した。今回の取組は、自衛消防訓練関係の届出負担解消の観点から、自衛消防訓練実施計画届出書及び自衛消防訓練実施結果報告書とした。市民及び職員にとって、新しい試みであることから、電子申請に関する手続きについては、申請者が混乱することのないよう準備し、電子申請に関する事務処理については、消防職員が適切に対応できることが求められる。

市民に対する広報として、電子申請に関する記事について、市内全戸配布の市広報誌へ掲載し、別添の広報用ちらしを予防査察及び窓口対応などの機会を捉えて配布した。

消防職員に対しては、運用開始前に1か月程度の事前研修期間を設定し、各職員が感じた改善点について、適宜修正を加え、令和2年4月1日の運用開始を迎えた。運用開始から6か月後には、改めて全署所に状況調査を実施し、実運用後の改善点を集約して、システム及び内規等の微調整を加え、より良い取組となるよう心掛けた。

1　宝塚市消防本部ホームページのトップページ

2　自衛消防訓練に係る電子申請のトップページ

3　自衛消防訓練実施計画届出書の入力画面

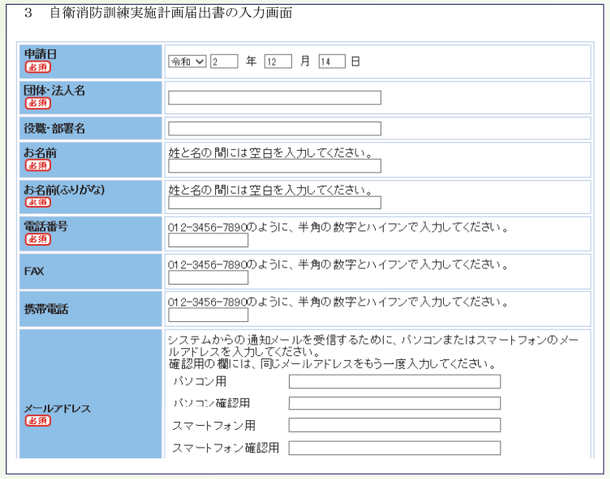

4　消防職員が受付処理を行うシステム画面の一例

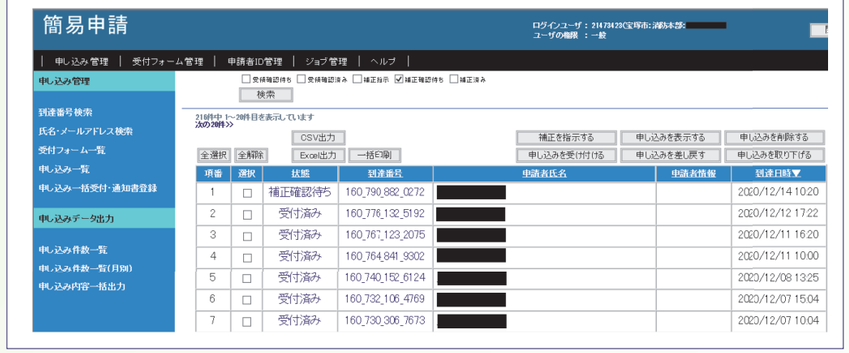

成　果

運用を開始した令和2年4月1日から令和3年3月末時点での統計では、自衛消防訓練関連の全届出件数のうち29.9%が電子申請となった。

自衛消防訓練に係る電子申請については、市民サービスの向上になると判断して取り組んだものであるが、どれだけ広報したとしても、最終的には電子申請を利用してみようとする市民の理解があってこその取組であることから、初年度には数件程度の申請でもやむなしとして内部調整を図っていたが、初年度において約30%の電子申請による届出があったことは、市民ニーズに合致した事業であり、また、これにより職員の事務効率化につなげることができたものである。

電子申請に取り組んだ背景である「訓練は実施しているが、届出に行く時間が取れない。」などの状況が改善できたかどうかの検証については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訓練実施そのものが困難な状況であるため、明確には得られていない。しかしながら、当初の背景ではないものの新型コロナウイルス感染症対策としての対面対応の減少という観点からは、一定の成果が出たとも分析している。

5　自衛消防訓練実施計画届出書のトップページ

特記事項

電子申請を活用した届出の受理については、十分に市民ニーズがあることがわかり、また、新型コロナウイルス感染症対策としても効果的であることから、今後は、さらに多くの届出について、窓口対応だけでなく、電子申請でも受理できるよう検討を重ねる予定である。

優秀賞

オンライン火災図上訓練の推進

愛知県　名古屋市消防局

事例類型　Ⅰ　実効性向上、Ⅲ　効率化、Ⅵ　広報活動、Ⅶ　デジタル化、Ⅷ　その他

取組期間　令和２年４月から

背　景

名古屋市南消防署では、令和元年度から**火災発生時における初動対応能力の向上に大きな効果がある火災図上訓練**を区内の事業所とともに積極的に行っている。

しかし、令和2年度に入り、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大を受けて、１つの図面を大人数で囲み議論をする従来からの火災図上訓練の方法では、必然的に訓練参加者が密集し密接することから実施が困難な状況となっており、**コロナ禍においても実施できる火災図上訓練の新たな手法が求められていた。**

内　容

Web会議システムの**「Zoom」を活用し、事業所に出向することなく、かつ、新型コロナウイルス感染症の感染リスクのないオンライン型の火災図上訓練を考案**した。

なお、訓練内容の検討に際しては、Zoomの特長を最大限に生かせるよう、大学などで行われるオンライン講義を参考に、ホワイトボードに掲げた建物平面図と訓練進行役であるファシリテーターをビデオカメラで映し、Zoomを通じてその様子を訓練参加者に見ていただくこととした。

＜図面を掲示しての訓練進行＞

＜訓練進行の様子の撮影・配信＞

そして、区内の事業所に対してオンライン型火災図上訓練の実施を働きかけ、コロナ禍で例年実施している消防訓練が行えずに悩んでいた事業所と実施することとなった。

実施した結果、**オンライン型火災図上訓練は、その長所を生かすことで非常に高い訓練効果を得る**ことができると確認できた。主なメリットは、以下のとおりである。

①新型コロナウイルス感染症の**感染リスクが皆無**である。
②事業所への出向や会場設営が不要なため、**訓練に要する時間が大幅に削減**できる。
③パソコン内に保存した**火災や煙の動画等を共有**することで、訓練参加者がよりリアルに火災発生時の状況をイメージすることができ、**質の高い火災図上訓練につながる。**

一方、デメリットとしては、使用する機器の性能により画像や音声の質が左右されることや、対面式と比べてコミュニケーションをとることが難しいことがあげられた。そこで、通信テストによる画像及び音声状況の事前確認や、ティーチングの要素を指導方法に取り入れるなどして、問題を解決した。

その後、**さらに多くの事業所に実施を呼びかけ、5か月間で計13の事業所とオンライン型火災図上訓練を行う**ことができた。この経験と実績により、訓練手法をさらに精錬することができ、参加者からは「オンラインと聞いて不安だったが、動画などもあり非常にわかりやすい訓練だった。」や「コロナ禍でも安心して訓練に取り組むことができた。」などの評価をいただくことができ、確かな手ごたえを実感しているところである。

現在では、**建物平面図をデータ化**することで、使用する機材をパソコンとヘッドセットのみに簡略化し、**さらに効率的なオンライン型火災図上訓練を実施**している。

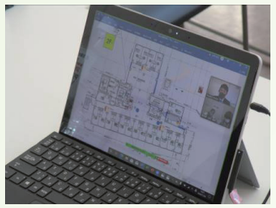

＜建物平面図をデータ化して共有＞

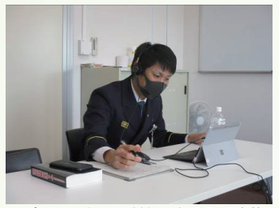

＜パソコンとヘッドセットのみで実施＞

成　果

防火対象物への立入検査や消防訓練の出向指導など、消防職員が関係者と直接会うことを基本としてきた予防業務全般が、コロナ禍において著しく実施が困難な状況となっている。そのような中、**新型コロナウイルス感染症の感染リスクが全くないオンライン型火災図上訓練という、時代のニーズに合った訓練手法を確立**することができた。

また、オンライン型火災図上訓練を構築するまでに培った知識や技術を生かして、**オンライン会議の実施**、TwitterやInstagramで合計1万回以上の再生回数を記録した**住宅用火災警報器の設置促進動画(「ナカムラに訊け!」)の製作編集及びYouTubeを活用したオンライン型火災図上訓練のライブ配信**も行っている。

＜オンライン会議の実施＞

＜住宅用火災警報器の設置促進動画＞

特にオンライン型火災図上訓練のライブ配信は、当該訓練事業所へ限定的に公開しているものの、訓練に参加できなかった従業員の方も、各自の情報端末からYouTube上で訓練の様子をリアルタイムで確認することができる。また、動画の保存も可能であり、例え従業員が千人規模の大企業であろうとも、空いている時間にその動画を確認するなどの工夫により、全ての従業員に訓練を疑似体験してもらうことも可能である。

以上のとおり、名古屋市南消防署では**オンライン型火災図上訓練を通じて、予防業務のICT化を図る**ことができた。今後もこれらの技術をさらに発展させ、さらなる予防業務の推進に取り組んでいきたい。

特記事項

本件取組の成果は、**「火災図上訓練指導マニュアル」として取りまとめ、名古屋市南消防署ウェブサイトに掲載**し、他の消防本部の方でも参考にしていただけるよう、火災図上訓練の普及啓発に努めている。
(https://www.city.nagoya.jp/shobo/page/0000124977.html)

優秀賞

予防業務を効率的に行える データベースの構築について

福岡県　福岡市消防局

事例類型　Ⅲ　効率化

取組期間　平成 29 年 12 月から

背　景

職員の創意工夫により、「予算ゼロ」で消防活動支援情報データベース及び予防・指導関係質疑等検索システムを作成したもの。

この2つのデータベースは、消防活動支援情報（消防活動阻害物質等、火薬類用語集、高圧ガス、化学剤カード、高層建築物情報）や消防法令、火薬、高圧ガスの過去の国の質疑等をデータベース化し、知りたい情報を入力し、その内容を確認することができるものである。従来の書籍やインターネット等で調べる時間を大幅に短縮できるなど予防業務を効率化、また、災害現場活動において、必要な情報を即座に提供することを目的として作成したものである。

内　容

1．消防活動支援情報データベース（5つの項目）

⑴ 消防活動阻害物質等

消防法令や火災予防条例等で指定数量や届出数量などの規制を受ける物質であるかを確認し、併せて危険有害性や災害時の措置等も確認できるもの。

⑵ 火薬類用語集

火薬類の業務を行う上で知る必要がある用語の解説を取りまとめたもの。

⑶ 高圧ガス

高圧ガス保安法で規制を受ける高圧ガスの有害性や取り扱い上の注意等を取りまとめたもの。

⑷ 化学剤カード

化学剤の概要、災害現場での対応要領等を取りまとめたもの。

化学剤の名称で検索を行い、PDF化された資料において詳細を確認するもの。

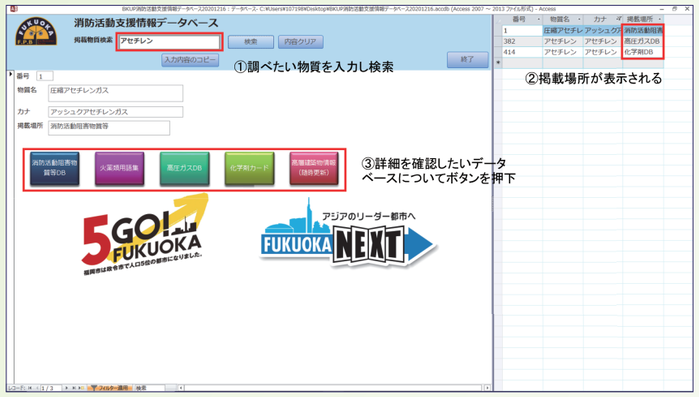

⑸ 高層建築物情報（対象施設追加作業中）

大規模なタワーマンション等において、迅速かつ効率的な現場活動を行うため、消防隊が使用する連結送水管（ブースターポンプ設置）の情報をデータベース化し、確認が行えるようにしたもの。

（ブースターポンプが設置された連結送水管）

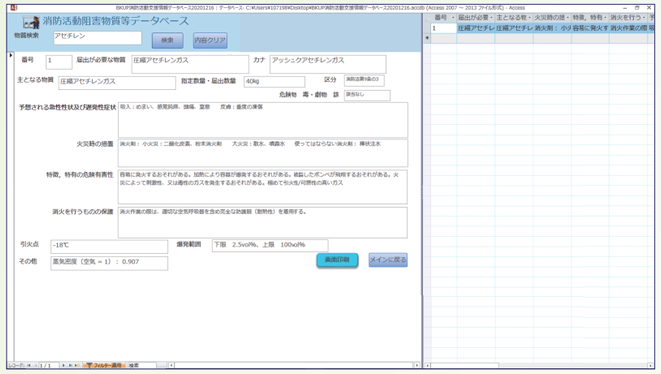

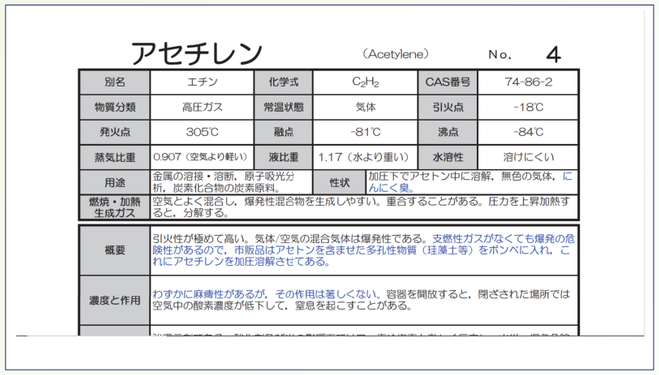

アセチレン　（Acetylene）　No. 4

別名	エチン	化学式	C_2H_2	CAS番号	74-86-2
物質分類	高圧ガス	常温状態	気体	引火点	-18℃
発火点	305℃	融点	-81℃	沸点	-84℃
蒸気比重	0.907（空気より軽い）	液比重	1.17（水より重い）	水溶性	溶けにくい
用途	金属の溶接・溶断，原子吸光分析，炭素化合物の炭素原料。	性状	加圧下でアセトン中に溶解，無色の気体，にんにく臭。		
燃焼・加熱生成ガス	空気とよく混合し，爆発性混合物を生成しやすい。重合することがある。圧力を上昇加熱すると，分解する。				
概要	引火性が極めて高い。気体/空気の混合気体は爆発性である。支燃性ガスがなくても爆発の危険性があるので，市販品はアセトンを含ませた多孔性物質（珪藻土等）をボンベに入れ，これにアセチレンを加圧溶解させてある。				
濃度と作用	わずかに麻痺性があるが，その作用は著しくない。容器を開放すると，閉ざされた場所では空気中の酸素濃度が低下して，窒息を起こすことがある。				

2．予防・指導関係質疑等検索システム（4つの区分）

査察・指導・危険物の区分に応じた本市の質疑応答や国の質疑等を取りまとめたもの。また、権限移譲により業務を実施している火薬類及び高圧ガスに関する国の法令照会（質疑）についても掲載されており、令和3年4月現在1,622項目を集約し検索条件において確認ができるもの。

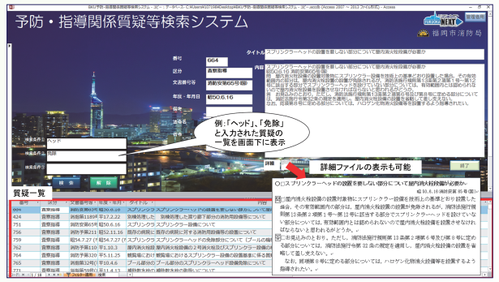

このようなデータベースを活用することで、検索する時間を大幅に短縮できるなど業務の改善、効率化を図ったもの。

成　果

書籍やインターネット等で必要な情報を検索するには、調べる内容によって検索にかかる時間はまちまちであるが、1件おおむね15分程度かかると想定

※7消防署から14件の相談等対応を行った場合の消防本部予防部指導課での時間短縮等を考察したもの。

（従来）　1日2件で7消防署からの相談（14件）、1件あたり15分と想定し210分の時間を要する。
　　指導課の職員数が係員10名であるため一人あたり21分で244営業日で5、124分で約85時間となる。

（現在）　1日2件で7消防署からの相談（14件）、1件あたり3分と想定し42分の時間を要する。
　　指導課の職員数が係員10名であるため一人あたり約4分で244営業日で976分で約16時間となる。

また、このデータベースを活用した場合、入力した内容の関連するものを全て拾い上げるため、一度に多くの内容を確認することができるなど利便性の向上は顕著である。この時間短縮で生まれた時間を別の必要な業務に割り当てるなど業務における生産性の向上につながり、また、時間に余裕が生まれることで「働き方改革」につながり、時間外勤務の削減、ワーク・ライフ・バランスの充実が図られると考える。

特記事項

最新の情報とするための、改正作業については、簡易なものであり、データ更新用のマニュアルを作成するなど担当者に変更があった場合でも継続して追録作業が行えるよう整理していく。

優秀賞

東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難していた住民の帰還者世帯全戸訪問事業及び高齢者世帯への住宅用火災警報器取付支援事業

福島県
双葉地方広域市町村圏組合消防本部

事例類型　Ⅳ　他団体との連携、Ⅷ　その他

取組期間　平成 31 年（令和元年）から令和２年３月

背　景

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、当消防本部管内の全住民が県内外の応急仮設住宅や借り上げ住宅等（以下、仮設住宅等という）へ避難したことから、仮設住宅等への防火指導を中心として火災予防広報を行ってきた。除染等による放射線量低減や、管内の復旧･復興が進み、徐々に管内へ住民が帰還。そのような中で、平成30年に出された住警器設置率･条例適合率の統計で福島県は全国ワースト5位となり、この結果を受けて福島県の消防本部が一丸となって住警器設置率を向上させるとともに一般住宅での死者をなくすため取り組むこととなった。そうした中で、当消防本部では仮設住宅等への防火指導と並行して、「帰還者世帯全戸訪問事業」及び「高齢者世帯への住警器取付支援事業」を実施した。住民に住宅用火災警報器（以下、住警器という）の設置を促すも、「震災後のリフォームで住警器が外されていた」「付けなくても大丈夫だ」「天井が高いから付けられない」といった言葉を耳にした。

内　容

「帰還者世帯全戸訪問事業」とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされた住民の方々のうち、地元に戻る（帰還）ことができるようになった方を対象とした訪問事業である。帰還者世帯の情報提供を各町村役場に依頼し、その情報をもとに住警器の設置状況調査、住警器の設置促進と維持管理の徹底を図ることを目的として全帰還者世帯へ戸別訪問を実施。全戸訪問を実施することにより正確な住警器設置率が把握できること、住警器未設置世帯には住警器の有効性と必要性を直接訴えられること、そして、住警器設置世帯には維持管理の重要性を住民一人一人に訴えられることが可能となった。

また、マンパワーが必要なことから、各町村の消防団、婦人消防隊の協力を得て合同で活動。帰還者世帯全戸訪問が難しい町村では回覧板での調査を実施した。

「高齢者世帯への住宅用火災警報器取付支援事業」とは、各町村の社会福祉協議会の協力を得て合同で75歳以上の高齢者世帯へ戸別訪問し、その際に住警器未設置世帯及び電池切れ等の不鳴動世帯に対して住警器を配布し、さらに取付支援をするも

のである。配布した住警器は双葉地方防火3団体（危険物安全協会、消防設備協会、防火管理者協議会）から、住宅防火対策推進を目的として、令和元年度は140個、令和2年度は106個の住警器の提供を受けた（令和2年はコロナ禍により未配布）。

まだ設置をしていない場合

設置場所
・寝室
・寝室のある階の階段
※煙式タイプのものを設置して下さい

設置が望ましい場所
・台所
※熱式タイプのものを設置して下さい

住宅用火災警報器は、ホームセンターや家電量販店などで購入できます。また、設置については配線工事等は不要で、ネジ止めで設置が可能です。

すでに設置をしている場合

定期的に点検をしましょう。ボタンを押す、または紐を引いて音声が鳴れば正常です。

音声が鳴らない場合は、電池切れもしくは機器の故障です。
また、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、取り替えの目安は、10年となっています。

正常な場合　異常な場合

警報器が鳴った場合

火災の時‥大きな声で知らせ、避難し、119番通報

火災ではない時‥警報停止ボタンを押すか紐を引く

成　果

帰還者世帯全戸訪問と高齢者世帯訪問（平成31年（令和元年）と令和2年の合算）の事業を合わせると延べ3,937世帯（広野町1,146世帯、楢葉町547世帯、富岡町348世帯、川内村1,103世帯、大熊町81世帯、浪江町523世帯、葛尾村189世帯）を訪問し、高齢者世帯への住警器の配付数は116個、そのうち取付支援数は108個となっている。住警器未設置世帯への住警器設置促進と75歳以上の高齢者世帯への住警器取付支援事業の結果、事業開始前である平成30年の管内の住警器設置率は79%であったが、令和2年には88%に上昇し、住宅防火対策の推進が図られている。

訪問事業を通して、住警器設置世帯は未設置世帯と比較し火災による逃げ遅れの発生率が約2分の1になること、当地域が現在も管内居住人口が少なく火災の早期発見が困難なこと、消防団の活動も限定的な状況であることなど、住警器の必要性を直接訴えかけることにより、住民の防火意識が高まり、住警器の設置増加につながった。

また、住警器の設置場所が条例不適合の住宅や住警器の作動確認が未実施である世帯も多く、設置場所の変更や作動確認を実施するよう指導をすると、「初めて聞いた。」「わからなかった。」といった言葉も多く耳にし、当消防本部のホームページや各町村の広報誌での掲載、リーフレット配布等広報活動は行ってきたものの、住民へ直接訴えかけることの有効性を改めて実感する事業となった。また、リフォームの際に工事業者により住警器が撤去されてしまった住宅も少なくなく、リフォーム業者への働きかけも実施している。

特記事項

令和2年の高齢者世帯への住警器取付支援事業は新型コロナウイルス流行のため感染防止を考慮し、広報紙や防災無線を使用し広報活動をしている。

また、現在は住警器の取付支援を75歳以上の世帯を対象としているが、当該世代の住警器設置率が100%になった後、70歳以上の世帯や未就学児を持つ世帯など、災害時要援護者を持つ世帯に住警器取付支援の幅を広げ、早期に管内の住警器設置率及び条例適合率100%を目指し、安心・安全な地域作りに寄与していく決意である。

MEMO

MEMO